文京区移動支援事業における事業所登録について

１　登録の要件

文京区が支給決定をした障害者・児に対する移動支援サービスを提供するに当たっては、サービスの実施場所が文京区内、区外に関わらず、事前に「文京区」から事業所登録を受ける必要があります。以下のいずれかを満たす場合に登録ができます。基本的に(1)の要件が必要ですが、(1)の要件を満たせない場合でも、(2)の要件を満たす場合は、登録の対象になります。

なお、(1)・(2)いずれの場合も、移動支援サービスの提供に当たる者は、**４　移動支援従事者の資格要件**に記載するいずれかの要件に該当する必要があります。

また、「文京区移動支援事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たしている必要があります。

(1)　都道府県により、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護いずれかの障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。

(2)　文京区により、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護いずれかの基準該当事業者の登録を受けていること。

２　登録の流れ

登録手続きの流れは、以下のとおりです。

(1)　事業所登録の申請書類の提出　随時受付をしています。なお、遡及登録はいたしませんので、余裕をもって申請をお願いします。

(2)　内容の審査　提出書類の内容確認をします。不備がある場合はご連絡します。

(3)　事業所登録通知書の発行　概ね２週間程度で発行します。事業開始日は、登録通知書をご確認ください。

(4)　事業所登録リストへの搭載・公開　登録された事業所は、事業所登録リストへ搭載され、移動支援利用希望者へ公開されます。

３　必要書類

まずは、障害福祉課　障害者施設担当へご相談ください（４ページの【登録手続に関する問い合わせ先】参照）。

その後、以下の①～⑥の書類を提出してください。①②⑥は、ホームページに添付の様式をご使用ください。また、申請書類作成の際は、別添の記載例・モデル様式をご参照ください。

申請書類の提出は、障害福祉課へご持参又はご郵送でお願いします。

①　提出書類一覧及びチェックシート

②　文京区地域生活支援サービス事業者登録申請書

③　付表　文京区移動支援事業所の登録に係る記載事項

④　都道府県指定通知書の写し

⑤　運営規程の写し

⑥　都道府県へ提出予定の事業開始届又は変更届出書の写し

※初めて移動支援事業を実施する場合は、文京区へ事業者登録申請書類を提出し、審査の上、事業所登録された後に、都道府県へ「移動支援事業開始届」の提出が必要になります。

なお、他の地域で既に移動支援事業を実施している場合は、都道府県へ「事業を行おうとする区域」に「文京区」を追加する手続きを行う必要があります。ここでいう「変更届出書」とは、移動支援事業の変更届出書（×居宅介護等の変更届出書）ですので、ご注意ください。

初めて移動支援事業を実施する場合も、他の地域で既に移動支援事業を実施している場合も、都道府県に「提出予定」の事業開始届又は変更届出書の写しを添付してください。

⑦　口座登録申請書

４　移動支援従事者の資格要件

従事者の資格要件は下記のとおりです。なお、難病患者等については、「全身性障害」の要件を適用します。

		視覚障害	全身性障害	知的障害	精神障害
介護福祉士		○	○	○	○
実務者研修修了者		○	○	○	○
養成研修修了者	介護職員初任者研修	○	○	○	○
	介護職員基礎研修	○	○	○	○
	訪問介護員養成研修（１・２級課程）	○	○	○	○
	訪問介護員養成研修（３級課程）	○	○	○	○
	居宅介護職員初任者研修	○	○	○	○
	居宅介護従業者養成研修（１・２級課程）	○	○	○	○
	居宅介護従業者養成研修（３級課程）	○	○	○	○
	視覚障害者外出介護従業者養成研修	○			
	全身性障害者外出介護従業者養成研修		○		
	知的障害者外出介護従業者養成研修			○	
	同行援護従業者養成研修	○			
	重度訪問介護従業者養成研修（※１）		○		
	行動援護従業者養成研修（※２）			○	○
	文京区移動支援従事者養成研修修了者（知的障害者移動支援従事者養成研修課程）			○	

※１　平成 18 年 9 月 30 日までに従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。

※２　平成 18 年 9 月 30 日までに従前の知的障害者外出介護従事者養成研修を修了した者を含む。

５　変更等の届出

登録事項の変更、サービスの廃止・休止・再開、口座登録の変更等が生じる場合は、ホームページの「地域生活支援事業の事業者登録、請求等」をご参照ください。

６　グループ支援型サービスの届出

グループ支援型サービスを実施する場合は、ホームページに掲載している「移動支援事業におけるグループ支援型開始届出書」に必要事項を記入の上、サービス開始前に障害福祉課障害者施設担当へ提出してください。

７　車両支援の届出

車両支援を実施する場合は、別途、道路運送法による所定の許可又は登録を受ける必要があります。許可または登録については、次のいずれかの１つを満たせばよいものとします。

・　一般乗用旅客自動車運送事業（第 4 条第 1 項）の許可
・　特定旅客自動車運送事業（第 43 条第 1 項）の許可
・　福祉有償運送（第 79 条）の登録

所定の許可又は登録を受けた後、サービス開始前に以下の書類を区へ提出してください。

①　移動支援事業における車両支援開始届出書
②　道路運送法による許可又は登録を受けていることが分かるもの

８　移動支援事業の実施にあたって

事業者登録がされたあと、文京区移動支援事業につきまして、ホームページの「文京区移動支援事業実施要綱」、「文京区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する要綱」、「文京区移動支援事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「文京区移動支援ガイドライン」、「文京区移動支援事業開始にあたっての注意事項」、「文京区移動支援請求事務の手引き」等をよくご理解の上、実施するようお願いします。

【登録手続に関する問い合わせ先】
〒１１２－８５５５　文京区春日１―１６－２１　文京シビックセンター９階北側
文京区　福祉部　障害福祉課　障害者施設担当
TEL：０３－５８０３－１２８５　FAX：０３―５８０３－１３５２